

東かがわ市告示第32号

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の定住促進を図るため、空き家のリフォームに要する費用に対し予算の範囲内で東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に個人が自己の居住等を目的として建築し、又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅（近日中に居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又はその他の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。
- (3) 隊員 東かがわ市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年東かがわ市告示第75号）の規定に基づき、東かがわ市地域おこし協力隊として任用された者をいう。
- (4) 任期 隊員として任用された者の任用期間をいう。
- (5) 定住 隊員の任期終了の日の翌日から3年以上居住する意思があり、東かがわ市住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠があることをいう。
- (5) リフォーム 空き家の機能又は性能を維持又は向上させるため、空き家の全部又は一部の修繕、補修、更新、取替え等を行うことをいう。
- (6) 市内業者 市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 隊員が自身の定住のために購入し、又は賃借しリフォームを行う物件であること（賃借の場合にあっては、所有者等の承諾を得ている場合に限る。）。
- (2) 補助金の申請年度内にリフォームの完了が見込まれる物件であること。
- (3) 過去に補助金の交付を受けていない物件であること。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 隊員として1年以上活動した者
- (2) 隊員の任用期間終了の日から1年以内の者
- (3) 補助を受けようとする者及びその同一世帯に属する者が別表第1に掲げる市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱（平成28年東かがわ市告示第41号）の規定に基づく補助金の交付を受けたことがある者又は受ける予定がある者
- (2) 東かがわ市地域おこし協力隊設置要綱第10条各号の規定により解職された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でないと認めた者

（補助対象事業費）

第5条 補助金の交付対象となるリフォームに要する経費（以下「補助対象事業費」という。）は、事業者が実施するリフォームに該当する経費として、補助対象者が支出する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、当該補助対象事業費は、30万円以上であるものに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業費から除外する。

- (1) 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- (2) 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及び設置工事
- (3) 庭木の剪(せん)定及び除草等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたリフォーム

3 補助対象事業費が国、県又は本市等の他の制度による補助金を受ける場合における第

1 項の規定の適用に当たっては、当該補助金の対象経費を補助対象事業費から控除する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は別表2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）及び承諾書（様式第2号）により、市長に申請し、交付決定を受けなければならない。

2 市長は、申請手続を行う際の申請者の負担を軽減するため、当該申請者の承諾を得て、関係機関から当該申請者の世帯に係る市税等の滞納の状況に関する情報の提供を受けることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は前項の決定にあたり、条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認することが適当と認めるときは、東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までに、東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金

実績報告書（様式第6号）により市長に実績を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- （2） 交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に交付決定を受けた補助対象物件の取壊しを行ったとき。
- （3） 交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居し、又は転出したとき。（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）
- （4） 交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助対象物件を第三者に転売し、又は転貸したとき。（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）
- （5） この要綱又はこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- （6） 補助対象事業の遂行ができないとき。
- （7） 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

市税等	
1	東かがわ市税条例（平成15年東かがわ市条例第53号）に規定する市税
2	東かがわ市国民健康保険税条例（平成15年東かがわ市条例第55号）に規定する国民健康保険税
3	東かがわ市介護保険条例（平成15年東かがわ市条例第99号）に規定する保険料
4	東かがわ市後期高齢者医療に関する条例（平成20年東かがわ市条例第2号）に規定する保険料
5	東かがわ市奨学金条例（平成15年東かがわ市条例第150号）に規定する奨学金の返還金
6	東かがわ市学校給食費徴収規則（平成23年東かがわ市教育委員会規則第1号）に規定する給食費
7	東かがわ市放課後児童クラブ条例（平成18年東かがわ市条例第22号）に規定する会費
8	東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例（平成26年東かがわ市条例第33号）に規定する利用者負担額、延長保育料及び預かり保育料
9	東かがわ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年東かがわ市条例第64号）に規定する一般廃棄物の手数料
10	東かがわ市営住宅条例（平成15年東かがわ市条例第129号）に規定する家賃
11	東かがわ市下水道条例（平成15年東かがわ市条例第140号）に規定する使用料
12	東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第141号）に規定する負担金
13	東かがわ市下水道事業受益者分担金徴収条例（平成29年東かがわ市条例第36号）に規定する分担金
14	東かがわ市公共下水道区域外流入条例（平成29年東かがわ市条例第37号）に規定する分担金
15	東かがわ市農業集落排水処理施設条例（平成15年東かがわ市条例第138号）に規定する使用料
16	東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第139号）に規定する分担金
17	住宅新築資金等貸付けに係る経過措置に関する条例（平成15年東かがわ市条例第73号）に規定する住宅新築資金等の償還金

別表第2（第6条関係）

区分	補助金の限度額
1 市内業者が実施するリフォームの場合	100万円
2 市内業者以外の事業者が実施するリフォームの場合	90万円

東かがわ市長 殿

住 所  
氏 名  
電 話 番 号

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付申請書

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、私の世帯の市税等の滞納状況について、市長が関係機関から情報提供を受けることを承諾します。

記

補助対象物件の所在地	東かがわ市
補助対象物件の所有者	(住所) (氏名) (電話番号)
補助対象事業費	円
補助金交付申請額	円
補助対象事業期間	開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
施工業者	(所在地) (名称) (代表者氏名) (電話番号)

添付書類

- (1) 申請者世帯全員の住民票の写し
- (2) 承諾書（様式第2号）
- (3) 補助対象物件の所有権が確認できる書類（所有者等の場合）
- (4) 売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し（利用者の場合）
- (5) 補助対象物件の位置図
- (6) 補助対象事業の予定箇所の位置及び補助対象事業費の詳細が分かる書類の写し（内訳を含む。）
- (7) 補助対象事業の予定箇所の現況写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



年 月 日

東かがわ市長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

承 諾 書

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付要綱第7条の規定により、承諾書を提出します。なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

- (1) 申請者が、リフォームを行うこと。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して3年間以内に交付決定を受けた補助対象物件の取り壊しを行わないこと。
- (3) 交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助対象物件を第三者に転売し、又は転貸しないこと。
- (4) 補助金の交付を受けた日から起算して3年以上補助対象物件に居住すること。

上記の事項について、承諾します。

所有者等の住所	〒 -
所有者等の氏名	
空き家の所在地	

第 号  
年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業費及び補助金

補助対象事業費	円
補助金の額	円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

年 月 日

東かがわ市長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

補助対象物件の所在地	東かがわ市	
（変更・中止）年月日	年 月 日	
（変更・中止）の理由		
変更の内容 （※変更の場合のみ）		
補助対象事業費	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

※補助対象事業費が確認できる書類の写し（内訳含む。）を添付すること。

第 年 月 日  
号

様

東かがわ市長

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等通知書

年 月 日付けで補助金変更等申請のあった東かがわ市地域おこし協力隊空き家  
リフォーム事業補助金については、下記のとおり交付決定の（変更・取消）をしたので、東かが  
わ市市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 変更

(1) 補助対象事業費及び補助金の額

補助対象事業費（変更前）	円
（変更後）	円
補助金の額（変更前）	円
（変更後）	円

(2) 交付の条件

ア 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、市長の承認を受けること。

イ 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となっ  
た場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 取消し

(取消理由)

年 月 日

東かがわ市長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり実施したので、東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業費 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助対象事業工事期間  
着手年月日 年 月 日  
完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 補助対象事業費の請求書の写し（内訳を含む。）
  - (2) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し
  - (3) 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し
  - (4) 補助対象事業実施箇所の現況写真
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 年 月 日  
年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金の額は、次のとおり確定したので、東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金の確定額 円

年 月 日

東かがわ市長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

印

東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付確定通知のあった東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金について、下記のとおり東かがわ市地域おこし協力隊空き家リフォーム事業補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

記

1 請 求 額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振 込 先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名 義 人	( )